



平成30年度「週休2日制工事（受注者希望型）」試行の概要

～ 防衛省における建設業の働き方改革への取組 ～

【週休2日の考え方】

- 現場施工期間（工事着手日から工事完成日までの期間）において4週8休以上の日数を現場閉所として一切の工事を行わないこととします（夏期休暇及び年末年始休暇は除く）。
- 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても現場閉所日数に含めることとします。

【取組への評価】

工事完成後、週休2日（4週8休以上）の現場閉所を達成した場合は、工事成績において加点評価をします。

【入札公告による明示】

試行対象工事は、入札公告等において「週休2日制工事（受注者希望型）」の試行工事であることを明示します。

【意向の確認】

- 受注者希望型は、契約後に当該工事において「週休2日」に取り組むかどうか受注者の意向を確認します。
- 「週休2日」に取り組まない旨の意向を確認した場合、じ後は従来と同じになります（アンケートにはご協力ください。）。

【工期の設定】

受注者希望型は、工期の設定に関して従来と同じ考え方で「週休2日」に取り組む試行です。

【工事費の積算】

現場閉所の状況に応じて労務費等に以下の補正係数を乗じた工事費の補正を行い、請負代金額を変更します。

	現場閉所の割合		
	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
建築・設備工事	労務費×1.05	労務費×1.03	労務費×1.01
土木工事	労務費×1.05 機械経費×1.04 共通仮設費×1.04 現場管理費×1.05	労務費×1.03 機械経費×1.03 共通仮設費×1.03 現場管理費×1.04	労務費×1.01 機械経費×1.01 共通仮設費×1.01 現場管理費×1.02

【週休2日制工事を希望する場合の取組の確認方法】

- 工事着手前に「現場閉所計画書」で閉所計画を立ててもらいます。
- 施工期間中、監督官は平素から現場閉所の状況を週間工程表などで確認します。
- 受注者の責によらない工程変更が生じた場合、適切に工期の変更を行います。
- 工事完了後、「現場閉所実績報告書」を提出してもらいます。